○農林水産省告示第九百二十二号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十七年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　北海道学園沢線地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域

北海道樺戸郡新十津川町字学園

一〇六番一　標柱一号
標柱二号
九九番　標柱三号
標柱四号
標柱五号
標柱六号
一〇六番一　標柱七号
標柱八号

二　北海道二七五林班地区地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十号を結んだ線に囲まれた区域

北海道樺戸郡新十津川町字トップ

一番二　標柱一号
標柱二号
標柱三号
標柱四号
標柱五号
標柱六号
標柱七号
標柱八号
標柱九号
標柱十号

三　富山県小来栖地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線、標柱一号から下梨地すべり防止区域（昭和六十年四月二十五日農林水産省告示第五百九十九号）の境界線に沿って標柱八号に至る線に囲まれた区域

富山県南砺市

大字小来栖字袖浦　五六番三　標柱一号
四五番　標柱二号
標柱三号
三一番一　標柱四号
標柱五号
三〇番　標柱六号
標柱七号

四　長野県上土倉地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号から裾花川左岸官民地境界線に沿って標柱八号に至る線に囲まれた区域

長野県長野市鬼無里

大字見座字滝谷口　四二番三　標柱八号

字上土倉　一六九三八番口　標柱一号
一六九三二番一　標柱二号
一六九四八番　標柱三号
一六九一九番　標柱四号
一六九二一番　標柱五号
一六九一四番四　標柱六号
一六三一五番口　標柱七号

字崩　一六三八七番四　標柱八号

字滝の本

五　山梨県伊沼南地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号（伊沼地すべり防止区域（平成十四年一月二十五日国土交通省告示第三十三号）標柱五号）までを順次結んだ線、標柱十一号から伊沼地すべり防止区域の境界線に沿って標柱十五号（伊沼地すべり防止区域標柱一号）までを順次結んだ線、標柱十五号から標柱二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二十三号を結んだ線に囲まれた区域

山梨県南巨摩郡身延町大字伊沼

字田頭　七五四番　標柱一号
字樋之入　八三六番　標柱二号
九一五番　標柱三号

字滝沢　一二八〇番　標柱四号
一二三五番　標柱五号
一六〇四番　標柱六号
一六〇七番　標柱七号
一六二六番　標柱八号

字上ノ山　一一二一番　標柱九号
標柱十号

字芝原　一〇六七番　標柱十一号
字渕ヶ窪　四五九番　標柱十二号
字天神畑　二一七番　標柱十三号
二三一番一　標柱十四号
一七九番一　標柱十五号
七七番二　標柱十六号
九〇番二　標柱十七号
一三〇番二　標柱十八号
一二八番二　標柱十九号
一二七番二　標柱二十号

字松木平　七一八番三　標柱二十一号
字田頭　七二三番一　標柱二十二号
七四〇番一　標柱二十三号

○農林水産省告示第九百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町西上田字稗畑二三六四の一二・一三六四の四六一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二三六四の九、二三六四の一三から二三六四の一六まで、二三六四の一〇二、二三六四の一〇五、二三六四の一〇六、二三六四の一〇九から二三六四の一一三まで、二三六四の二三四、二三六四の三一九から二三六四の三二一まで、二三六四の三二三、二三六四の三二九、二三六四の四三四から二三六四の四三六まで、二三六四の四四七、二三六四の四五八から二三六四の四六〇まで、二三九四から二三九七まで、二三九八の一、二三九九の一、二三九九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市付知町字小洞口六七三二の二、六七三二の四、字国造六七四三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市上矢作町字長根三六五四の一、三六五四の二、三六五五の一、三六八七の三〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）